

令和8年6月16日宣告

令和6年（わ）第68号、第102号、第117号 窃盗、住居侵入、強盗殺人、
死体遺棄、電子計算機使用詐欺被告事件

主 文

被告人を無期懲役に処する。

未決勾留日数中560日をその刑に算入する。

理 由

【罪となるべき事実】

被告人は、

第1 分離前相被告人Aと共謀の上、金品窃取の目的で、令和6年1月15日午後6時28分頃、愛知県あま市（住所省略）の被害者方に、居間掃き出し窓の施錠を外して侵入し、被害者方において、被害者所有又は管理のキャッシュカード3枚及び預金通帳数冊等を窃取したが、同日午後6時44分頃、同人が帰宅し、その後、被害者から発見されるに至り、被害者が「助けて。泥棒。」などと大声で叫びながら屋外に逃走しようとしたことから、逮捕を免れ、かつ、罪跡を隠滅するため、その頃から同日午後8時14分頃までの間に、被告人とAが、被害者（当時55歳）を仰向けに引き倒した上、殺意をもって、Aが、被害者の頸部を靴紐様の紐で絞め付け、さらに、被告人とAが、被害者の頸部を延長コードで絞め付けるなどし、よって、その頃、同所において、被害者を頸部圧迫による窒息により死亡させて殺害した〔令和6年3月19日付け起訴状記載の公訴事実第1関係〕

第2 Aと共謀の上、令和6年1月16日午前2時49分頃から同日午前3時8分頃までの間に、Aが、被害者方から被害者の死体を運び出して普通乗用自動車に積み込んだ上、同車を運転して同死体を滋賀県近江八幡市（住所省略）B水泳場まで運搬し、同日午前5時42分頃から同日午前5時48分頃までの間に、同所において、同死体を同車から降ろして琵琶湖に投棄し、もって死体を

遺棄した〔令和6年3月19日付け起訴状記載の公訴事実第2関係〕

第3 Aと共謀の上、前記第1の犯行により不正に入手した株式会社C名義のキャッシュカードを使用して現金を窃取しようと考え、別表1（省略）記載のとおり、令和6年1月15日午後8時40分頃から同日午後8時42分頃までの間、3回にわたり、名古屋市（住所省略）D店において、同所に設置された現金自動預払機に、同キャッシュカードを挿入して同機を作動させ、株式会社E銀行F支店長G管理の現金合計50万円を引き出して窃取した〔令和6年2月27日付け起訴状記載の公訴事実関係〕

第4 Aと共謀の上、前記株式会社C名義のキャッシュカードを使用して現金を窃取しようと考え、別表2（省略）記載のとおり、令和6年1月16日午前0時21分頃から同月23日午後5時59分頃までの間、4回にわたり、名古屋市（住所省略）H共同出張所ほか1か所において、各所に設置された現金自動預払機に、同キャッシュカードを挿入して各機を作動させ、株式会社I銀行執行役員ATM&オペレーションサービス部長Jほか1名管理の現金合計100万円を引き出して窃取した〔令和6年3月26日付け起訴状記載の公訴事実第1関係〕

第5 Aと共謀の上、前記株式会社C名義のキャッシュカードを使用して財産上不法な利益を得ようと考え、別表3（省略）記載のとおり、令和6年1月16日午前9時56分頃から同月17日午後1時9分頃までの間、4回にわたり、名古屋市（住所省略）株式会社K銀行L支店ほか1か所において、各所に設置された現金自動預払機に、同銀行発行の同キャッシュカードを挿入して各機を作動させ、岡山市内に設置された同銀行の預金残高管理、受入れ、払戻し等の事務処理に使用される電子計算機に対し、同銀行L支店に開設された前記C名義の普通預金口座から、Aが管理する株式会社M銀行N支店に開設された同人名義の通常貯金口座ほか1口座に合計200万円を振込送金したとする虚偽の情報を与え、いずれもその頃、同電子計算機を介して、神戸市内に設置された同

銀行ほか1行の電子計算機に接続されている磁気ディスクに記録された同人名義の通常貯金口座ほか1口座の残高を合計200万円増加させて財産権の得喪、変更に係る不実の電磁的記録を作り、よって、合計200万円相当の財産上不法の利益を得た〔令和6年3月26日付け起訴状記載の公訴事実第2関係〕

第6 前記株式会社C名義のキャッシュカードを使用して現金を窃取しようと考え、令和6年1月17日午後1時10分頃、名古屋市（住所省略）株式会社K銀行O支店において、同所に設置された現金自動預払機に、同キャッシュカードを挿入して同機を作動させ、株式会社K銀行O支店支店長P管理の現金50万円を引き出して窃取した〔令和6年3月26日付け起訴状記載の公訴事実第3関係〕

ものである。

【証拠の標目】省略

【法令の適用】省略

【量刑の理由】

1 本件事案の概要

本件は、被告人が、Aと共謀の上、被害者方に侵入してキャッシュカード等を窃取し、帰宅した被害者と対面すると、逮捕を免れるなどの目的で被害者を絞殺し、その死体を琵琶湖に投棄した住居侵入、強盗殺人、死体遺棄（判示第1及び第2）及び、単独で又はAと共謀の上、前記キャッシュカードを用いて現金自動預払機から合計200万円を引き出し、あるいはA名義の口座に合計200万円を送金した窃盗、電子計算機使用詐欺（判示第3ないし第6）からなる事案である。

2 犯行に至る経緯や犯行状況等

証拠によれば、犯行に至る経緯や犯行状況等について、以下の事実が認められる。

(1) 被告人は、金銭的な理由で大学を中退後、性風俗店で勤務するようになり、

この頃からホストクラブに通い始め、次第にその頻度が高くなっていったところ、その費用を捻出するため、性風俗店での稼ぎを充てるほか、パパ活と称して性風俗店の複数の客と店外デートを重ね、これらの客から現金を貰ったり多額の借金を重ねたりするようになった。

こうした中で、被告人は、令和3年頃、客として訪れたAと知り合い、同年6月頃以降、Aからも現金を受け取るようになり、その総額は最終的に1200万円程にもなった。また、被告人は、令和4年9月頃、やはり客として訪れた被害者とも知り合うと、被害者から金を借りるようになり、本件当時、被害者からの借金は総額2400万円程にまで膨らんでいた。

- (2) 被告人は、令和5年12月24日、ホストクラブのクリスマスイベントに参加するため、2日後の同月26日に200万円を返済する約束で知人から150万円を借りた。しかし、被告人は、その期日までに返済できず、その知人から強く返済を迫られるようになり、少額の返済を行っては期限を延ばしてもらうなどした末に、令和6年1月14日までに残額を支払うことになった。
- (3) 被告人は、その1月14日当日になっても借金返済の当てがなかったところ、名古屋で起きた強盗殺人事件のニュースを思い出し、強盗殺人をして借金を返済するしかないと考えるに至った。もっとも、被告人は、自らが直接実行することに抵抗を感じ、以前にAが被告人のためなら人殺しもできるなどと言っていたことから、Aに実行させるつもりでAを自宅に呼び出して犯行を持ち掛け、2人で相談の上、資産家であると知っていた被害者から金品を奪うことにした。

被告人とAは（以下、この2名を指して「被告人ら」ともいう。）、被告人方を出発し、道中で金槌やのこぎり、ガムテープ、結束バンド等の犯行用具を購入した上で被害者方に向かった。しかし、被告人らは被害者方に押し入って強盗することの決断がつかず、外から被害者方の様子をうかがうなどし、在宅していた被害者に偽の電話をかけて家の外に誘い出そうとしたがこれにも失敗し、この日は犯行を断念して被告人方に戻った。その後、被告人は、前記知人

に連絡を取り、借金の返済期日を翌15日に延ばしてもらった。

- (4) 翌15日になり、被告人は改めてAに犯行を持ち掛け、2人で被害者方に向かったが、被害者方に着くと前日は止めてあった被害者の自動車がなくなっていたことから、被害者が外出していることが分かり、これに乗じて被害者方に侵入し、キャッシュカード等を見つけて盗み、なお物色を続けていたところ、自動車の音で被害者が帰宅してきたことに気づいた。そこで、被告人らは、しばらく被害者方内のクローゼットに隠れて様子を見ていたが、結局、らちが明かないとしてクローゼットを出て被害者方室内で被害者と対面することになった。その際、被告人らは、被害者の頭部を金槌で叩くなどし（被告人とAのいずれが叩いたかは争いがある。）、被害者が助けを求めて逃げようとするところを追いかけ、玄関付近で被害者を引き倒すと、Aが被害者の首にその場にあった靴紐のような紐を巻き付けて絞めたところ、被害者は動かなくなった。被告人らは、被害者が死亡したと考え、被害者方からいったん逃走した。

その直後、被告人が帽子を忘れたことに気づき、Aが一人でこれを取りに被害者方に戻ったところ、被害者がいびきのような音を立てていたことから、被害者がまだ生きていることに気づいた。Aは、被告人の携帯電話機に連絡しようとしたが、電源が切られていたためにつながらず、被害者方を出て、付近で待っていた被告人に事情を伝え、2人で被害者方に戻った。そして、Aは被害者の首に延長コードを巻き付け、被告人とともに絞めるなどして被害者を殺害し、被告人らは被害者方を後にした。

- (5) Aは、被害者の死体を被害者方に放置したままにするのは良くないと考え、被告人に対し、死体をどこかに投棄することを提案し、被告人もこれを了承した。Aは、自ら携帯電話機で投棄場所の候補を探すなどして琵琶湖を思いつき、被告人にもそのように話し、被告人も自ら琵琶湖について携帯電話機で検索するなどしてそこに決まったが、被告人が同行を拒むなどしたことから、翌16日未明、最終的にはA1人で被害者の死体を自動車に積み込んで運搬し、これ

を琵琶湖に投棄した。

- (6) これと相前後し、被告人らは、令和6年1月15日及び同月16日に前記キャッシュカードを用いて現金合計100万円を引き出し、被告人がこの100万円を前記知人に対する借金の返済に充てた。

また、Aは、同日、現金自動預払機の日当たりの引出し額制限を回避する目的で前記キャッシュカードを用いてA自身の口座に合計100万円を送金して全額引き出し、被告人がこの100万円をAから受け取って前記知人に対する借金の返済やホストクラブでの支払い、生活費等に充てた。

さらに、被告人は、同月17日、前記キャッシュカードを用いて現金50万円を引き出したほか、前記同様の目的でA名義の口座に合計100万円を送金し、後にAが引き出してほぼ全額を被告人に渡した。Aも、同月23日、同キャッシュカードを用いて現金50万円を引き出しその大半を被告人に渡した。

3 犯情について

以上を踏まえて、被告人に科すべき刑について検討する。

- (1) 犯行態様や結果等についてみると、被告人らは、金品を奪う対象として資産家である被害者を選定し、1度は犯行を断念しながらもその翌日も2日にわたり執拗に犯行に及ぼうとしており、金への強い執着が見て取れる。被告人らの行動からすれば、殺害行為の直前まで被害者を絶対に殺してやるといった強い殺意はなかったといえるが、最終的には被害者の首を2度にわたって絞めているし、1度目には逃走のために首を絞め、2度目にはまだ生きていた被害者の口封じのためにとどめを刺したと認められ、少なくとも2度目の時点では被害者を確実に殺すという強い殺意があったことは明らかである。被告人らは事前に犯行用具を購入して道具を用意してはいるものの、犯行全体を見ればいかにも場当たりの、「計画的犯行」というにはずさんな面もあるが、だからといって犯情が軽いなどとは到底いえない。被告人らが被害者の命を軽視し、人1人を死亡させた結果が重大であることはいうまでもないし、被害者の娘の心

痛も十分に理解できる。

その他、被害者の死体を琵琶湖に投棄している点や奪ったキャッシュカードを用いて現金自動預払機から現金を引き出したり、Aの口座に送金したりし合計400万円と高額な被害を生じさせた点も軽視はできない。

- (2) 犯行動機等についてみると、被告人が前記知人から借金の返済を強く迫られたことが犯行の直接の引き金になったといえるが、被告人は返せる具体的な当てもなく同知人から借金をしており、そのような事態に陥ったのは自業自得というほかない。被告人は、借金返済という身勝手な理由で簡単に犯行を決意し、果ては逃走や口封じのために被害者を殺害までしているのであって、そのような自己中心的な動機等は厳しく非難されるべきである。

被告人はホストに依存していたと述べ、弁護人もこの点を考慮すべきであると主張する。確かに、本件の背景には被告人のホスト依存がうかがわれるものの、本件の引き金となったのは借金返済を強く迫られたことであり、ホスト依存が直接の原因となっているわけではないし、ホスト依存により強盗殺人という犯行の重大悪質性が分からなくなっていたとか、その犯行に及ぶことが止められなくなっていたなどとも認め難いから、本件においては、ホスト依存という事情は、被告人に対する刑を軽くするものとはいえない。

- (3) 被告人とAとの関係や役割分担等についてみると、被告人が本件犯行の主犯格であることに疑問はない。被告人は、自らに対するAの好意を利用してAに本件犯行を実行させており、得られた経済的利益のほとんどを取得している。Aが殺害行為等も含め本件犯行の多くの部分を行っているものの、これは自ら手を汚すことを嫌った被告人がAにやらせたものと評価できる上、被告人自身も被害者の首を絞める殺害行為に及んでいる。被告人とAのどちらが金槌で被害者の頭部を殴ったかとか、Aが被害者の首を絞める際、2度にわたって被告人がAに対して被害者を「殺して。」と発言したのか否かについて、被告人とAで言い分が食い違っている点もあるが、もし被告人の言い分どおりであると

しても、被告人ら2人による本件犯行の主犯格である被告人の刑事責任が軽くなるわけではない。被告人は随所で自らの手を汚さないよう行動しようとし、逮捕前にはAに責任を押し付けようとして画策していたのであって、こうした被告人の行動は卑怯であるともいえるところである。

4 一般情状について

被告人は、本件に関して被害者遺族等に対して金銭的な賠償や弁償はできてはいないものの、本件各犯行を率直に認めている。本件の重大悪質性にどこまで思い至っているかは疑問がないわけではないが、公判廷では被害者に申し訳ないと述べ、反省の言葉も口にしている。被告人が本件犯行に及んでしまった一因として、大学中退後に性風俗店で勤務し、一般的な社会経験が乏しかったことや本件に至る被告人の判断には若さゆえの未熟さが見受けられること、被告人の周囲には相談できる相手がいなかったことといった事情も認められる。被告人には前科もない。

5 結論

以上を踏まえて考えると、本件の犯情は相当悪く、同種事案と比較しても、被告人に対しては無期懲役刑をもって臨むのが相当といえる。加えて、一般情状としてみた事情の中にも、あえて酌量減軽をして有期懲役刑を選択するのを相当とすべきほどの事情は見出せない。弁護人は、相当期間の服役はやむを得ないとしても、未だ20歳代の被告人を生涯刑務所で過ごさせるのは相当ではなく、社会の中でやり直す機会を与えるべきである旨を指摘し、有期懲役刑の選択を主張するが、被告人の若さという一般情状にすぎない事情を考慮するにしても限界があり、これまで検討した本件事案の重大悪質性を踏まえれば、上記で考慮した以上に、その一事をもって有期懲役刑の選択が相当であるなどとはいえない。

よって、主文のとおり判決する。

(検察官の求刑－無期懲役、弁護人の科刑意見－懲役20年)

令和8年6月16日

大津地方裁判所刑事部

裁判長裁判官 畑 口 泰 成

裁判官 徳 井 隆 一

裁判官 中 村 隼 太